

親権制限事件の動向と事件処理の実情

平成25年1月～12月

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、親権制限事件（親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判事件）の動向並びに親権喪失及び親権停止の審判事件の事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成25年1月から12月までの1年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、第1の事件の動向については、司法統計に基づいている¹²。ただし、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

- 「資料9 認容事案における事件本人の属性」について、親権停止の円グラフを挿入する旨の訂正を行った。（平成26年8月8日）

1 申立て時の事件の種類に基づいて集計する司法統計と異なり、実情調査は終局時の事件の種類に基づいて集計するため、申立ての趣旨の変更などにより、件数が司法統計と一致しないことがある。

2 事件数は、子を基準（子一人につき1件）としているが、一人の子につき、事件本人（親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する親権者）が二人いる場合には、2件となる。

○ 親権喪失，親権停止及び管理権喪失の審判事件について

親権喪失の審判（民法第834条）

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは，家庭裁判所は，子，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人又は検察官の請求により，その父又は母について，親権喪失の審判をすることができる。ただし，二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは，この限りでない。

親権停止の審判（民法第834条の2）

父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは，家庭裁判所は，子，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人又は検察官の請求により，その父又は母について，親権停止の審判をすることができる。

家庭裁判所は，親権停止の審判をするときは，その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間，子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して，二年を超えない範囲内で，親権を停止する期間を定める。

管理権喪失の審判（民法第835条）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは，家庭裁判所は，子，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人又は検察官の請求により，その父又は母について，管理権喪失の審判をすることができる。

目 次

第 1	事件の動向（平成 2 5 年・司法統計）	
1	新受件数（資料 1）	1
2	既済件数及びその内訳（資料 1）	1
第 2	事件処理の実情（平成 2 5 年・実情調査）	
1	申立人の属性（資料 2）	3
2	事件本人の属性（資料 3）	4
3	子の性別と年齢（資料 4）	5
4	終局結果（資料 5, 6, 7）	6
5	認容原因（資料 8）	8
6	認容事案における事件本人の属性（資料 9）	9
7	審理期間（資料 1 0）	1 0

第1 事件の動向（平成25年・司法統計）

1 新受件数（資料1）

親権喪失の審判が111件、親権停止の審判が185件、管理権喪失の審判が14件であった。

2 既済件数及びその内訳（資料1）

(1) 親権喪失の審判（既済件数104件の内訳）

認容が25件（24.0%）、却下が6件（5.8%）、取下げが72件（69.2%）、その他³が1件（1.0%）となっている。

(2) 親権停止の審判（既済件数182件の内訳）

認容が63件（34.6%）、却下が29件（15.9%）、取下げが89件（48.9%）、その他が1件（0.5%）となっている。

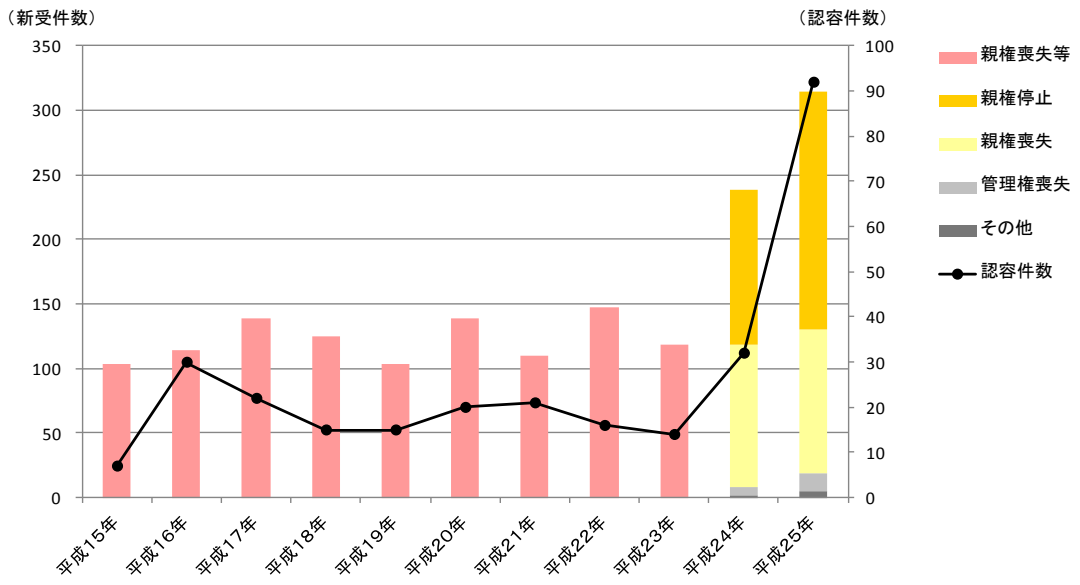
(3) 管理権喪失の審判（既済件数12件の内訳）

認容が3件（25.0%）、却下が6件（50.0%）、取下げが3件（25.0%）となっている。

資料1 新受件数と終局結果（平成15年～平成25年）

	年	新受件数	既済件数	認容	却下	取下げ	その他	
親権喪失等 ※親権喪失等には、親権喪失のほか、親権停止、管理権喪失及び各取消しを含む。 ただし、親権停止の新設を含む民法等の一部を改正する法律が施行されたのは平成24年4月1日であり、親権停止が含まれるのは平成24年以降である。	平成15年	103	102	7	29	65	1	
	平成16年	114	115	30	24	61	0	
	平成17年	139	137	22	18	94	3	
	平成18年	125	139	15	20	102	2	
	平成19年	103	103	15	11	76	1	
	平成20年	139	130	20	18	89	3	
	平成21年	110	111	21	11	74	5	
	平成22年	147	136	16	32	84	4	
	平成23年	119	127	14	25	88	0	
	平成24年		239	184	32	17	129	6
		（うち親権喪失の審判）	(111)	(103)	(17)	(8)	(76)	(2)
		（うち親権停止の審判）	(120)	(69)	(14)	(7)	(44)	(4)
	平成25年	（うち管理権喪失の審判）	(6)	(7)	(0)	(2)	(5)	(0)
			315	300	92	42	164	2
（うち親権喪失の審判）		(111)	(104)	(25)	(6)	(72)	(1)	
（うち親権停止の審判）		(185)	(182)	(63)	(29)	(89)	(1)	
		(14)	(12)	(3)	(6)	(3)	(0)	

3 移送，当然終了等である。以下同じ。



第2 事件処理の実情（平成25年・実情調査）

当局で把握した親権喪失の審判の終局事案97件及び親権停止の審判の終局事案183件を分析した結果は、次のとおりである。

1 申立人の属性（資料2）

(1) 親権喪失の審判（終局事案97件の内訳）

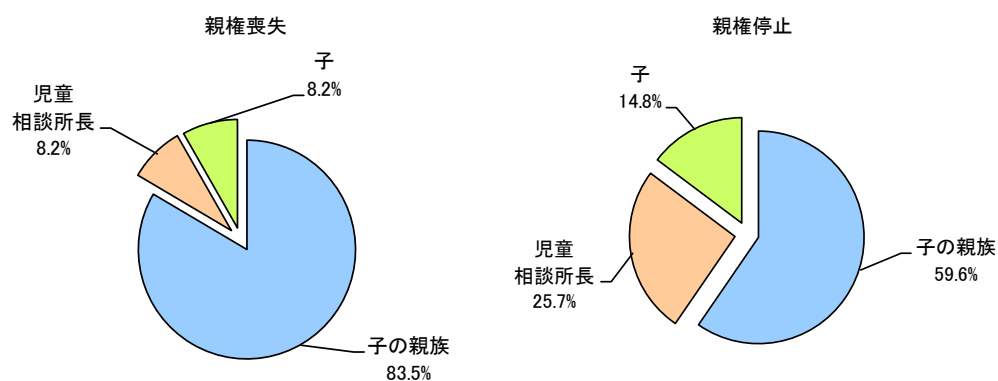
子の親族による申立てが81件（83.5%）、児童相談所長による申立てが8件（8.2%）、子による申立てが8件（8.2%）となっている。

(2) 親権停止の審判（終局事案183件の内訳）

子の親族による申立てが109件（59.6%）、児童相談所長による申立てが47件（25.7%）、子による申立てが27件（14.8%）となっている。

資料2 申立人の属性

	子の親族	児童相談所長	子	合計
親権喪失	81	8	8	97
親権停止	109	47	27	183



2 事件本人の属性（資料3）

(1) 親権喪失の審判（終局事案の事件本人97人の内訳）

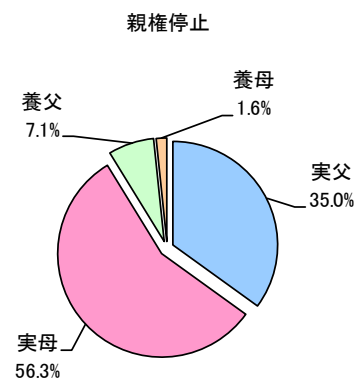
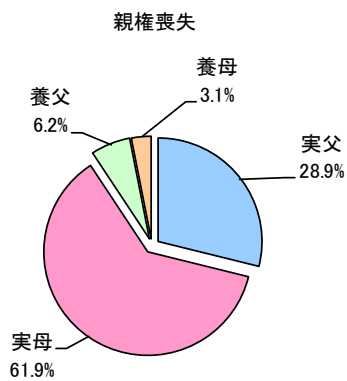
実父が28人（28.9%）、実母が60人（61.9%）、養父が6人（6.2%）、養母が3人（3.1%）となっている。

(2) 親権停止の審判（終局事案の事件本人183人の内訳）

実父が64人（35.0%）、実母が103人（56.3%）、養父が13人（7.1%）、養母が3人（1.6%）となっている。

資料3 事件本人の属性

	実父	実母	養父	養母	合計
親権喪失	28	60	6	3	97
親権停止	64	103	13	3	183



3 子の性別と年齢（資料4）

(1) 親権喪失の審判（終局事案の子90人の内訳）

子の性別は、男子が38人（42.2%）、女子が52人（57.8%）となっている。

子の年齢は、0歳以上3歳未満が5人（5.6%）、3歳以上就学前が16人（17.8%）、小学生が33人（36.7%）、中学生が21人（23.3%）、高校生・その他が15人（16.7%）となっている。

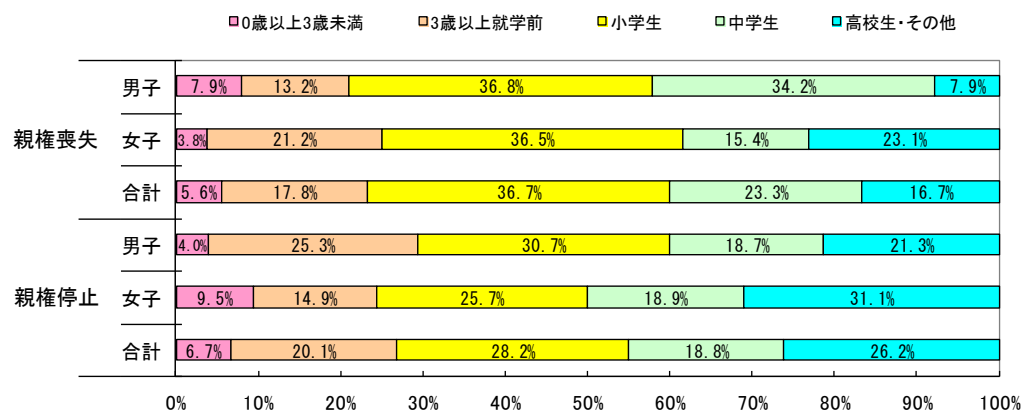
(2) 親権停止の審判（終局事案の子149人の内訳）

子の性別は、男子が75人（50.3%）、女子が74人（49.7%）となっている。

子の年齢は、0歳以上3歳未満が10人（6.7%）、3歳以上就学前が30人（20.1%）、小学生が42人（28.2%）、中学生が28人（18.8%）、高校生・その他が39人（26.2%）となっている。

資料4 子の性別と年齢

		0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	男女比率
親権喪失	男子	3	5	14	13	3	38	42.2%
	女子	2	11	19	8	12	52	57.8%
	合計	5	16	33	21	15	90	100.0%
親権停止	男子	3	19	23	14	16	75	50.3%
	女子	7	11	19	14	23	74	49.7%
	合計	10	30	42	28	39	149	100.0%



4 終局結果（資料5，6，7）

(1) 親権喪失の審判（終局事案97件の内訳）

認容が21件，却下が5件，取下げが70件，その他が1件となっている。

(2) 親権停止の審判（終局事案183件の内訳）

認容が65件，却下が29件，取下げが88件，その他が1件となっている。

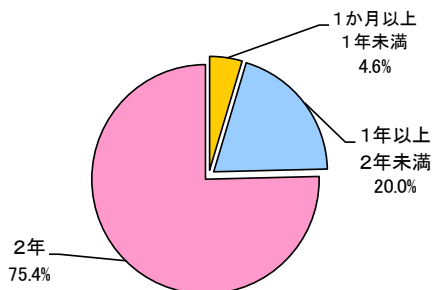
親権停止期間は，1か月以上1年未満が3件，1年以上2年未満が13件，2年が49件となっている。

資料5 終局結果(実情調査)

	認容	却下	取下げ	その他の既済	合計
親権喪失	21	5	70	1	97
親権停止	65	29	88	1	183

資料6 親権停止期間

停止期間	1か月未満	1か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年
件数	0	3	13	49
割合		4.6%	20.0%	75.4%



資料7 申立人の属性別終局結果

	申立人属性	認容	却下	取下げ	その他の既済	合計
親権喪失	子の親族	11	5	64	1	81
		13.6%	6.2%	79.0%	1.2%	
	児童相談所長	7	0	1	0	8
		87.5%		12.5%		
	子	3	0	5	0	8
		37.5%		62.5%		
親権停止	子の親族	18	24	67	0	109
		16.5%	22.0%	61.5%		
	児童相談所長	37	1	9	0	47
		78.7%	2.1%	19.1%		
	子	10	4	12	1	27
		37.0%	14.8%	44.4%	3.7%	

5 認容原因⁴（資料8）

(1) 親権喪失の審判（認容事案21件の認容原因）

身体的虐待が5件、性的虐待が8件、ネグレクトが8件、心理的虐待が3件、その他親権の行使が著しく困難又は不適當が4件となっている。

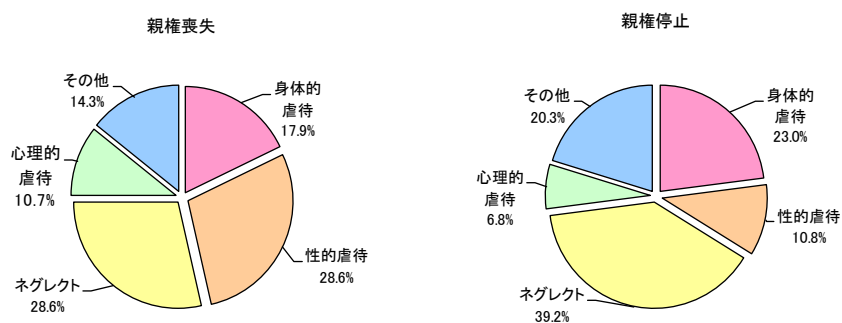
(2) 親権停止の審判（認容事案65件の認容原因）

身体的虐待が17件、性的虐待が8件、ネグレクトが29件、心理的虐待が5件、その他親権の行使が困難又は不適當が15件となっている。

なお、ネグレクト29件のうち、少なくとも7件については、医療ネグレクトを原因とするものである。

資料8 認容原因

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	5	8	8	3	4
親権停止	17	8	29	5	15



4 同一事件について、複数の認容原因が存在することもあるため、認容原因の合計と認容件数は必ずしも一致しない。

6 認容事案における事件本人の属性（資料9）

(1) 親権喪失の審判（認容事案21件における事件本人の属性）

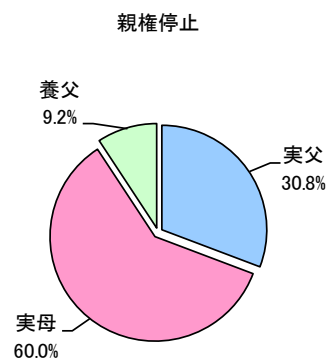
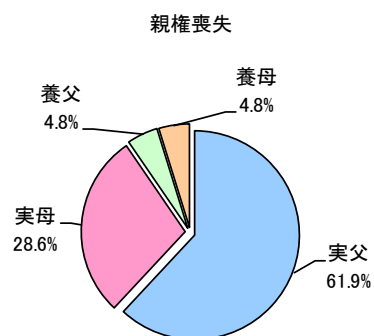
実父が13人（61.9%）、実母が6人（28.6%）、養父が1人（4.8%）、養母が1人（4.8%）となっている。

(2) 親権停止の審判（認容事案65件における事件本人の属性）

実父が20人（30.8%）、実母が39人（60.0%）、養父が6人（9.2%）となっている。

資料9 認容事案における事件本人の属性

	実父	実母	養父	養母	合計
親権喪失	13	6	1	1	21
親権停止	20	39	6	0	65



7 審理期間（資料10）

(1) 親権喪失の審判（終局事案97件の内訳）

2か月以内に41.2%の事件が、3か月以内に52.6%の事件が終局している。

(2) 親権停止の審判（終局事案183件の内訳）

2か月以内に33.3%の事件が、3か月以内に50.3%の事件が終局している。

資料10 審理期間

	1月以内	1月超 2月以内	2月超 3月以内	3月超 4月以内	4月超 5月以内	5月超 6月以内	6月超	合計
親権喪失	17	23	11	10	18	8	10	97
親権停止	30	31	31	28	16	16	31	183

■1月以内 □1月超2月以内 □2月超3月以内 □3月超4月以内 □4月超5月以内 □5月超6月以内 □6月超

